

「国民投票法案」に関する意見書

今開かれている通常国会には「国民投票法案」が上程されようとしている。これは、憲法改正案を国民投票に付し、その賛否を問うための具体的な手続を法律で決めるものである。

国民投票は憲法事項であり、そのための手続法を制定すること自体は、憲法自身が予定していることであり問題はない。もっとも、国民投票法が普通の手続法と法的性質が異なる点に留意しなければならない。

すなわち、国会の発議から始まり、憲法改正手続が通常法律改正手続に比べて非常に厳格な要件となっているのは、憲法を変えることの重大性を憲法自身が認識しているからであり、その意味で国民投票法は普通の手続法とは法的性質が異なるのである。だからなぜ必要か、国民投票法の中身はどうあるべきか、慎重に議論をしなければならない。

一方、これまでの改憲論議を見てみると、共通しているのが憲法前文と第9条の改定についてである。すなわち、憲法前文に国柄・国家・社会・歴史・伝統・文化などを盛り込んで国家主義的なものにすることであり、また、第9条については「不戦・非武装」の立場を変え、個別的自衛権の明記を前提に「国際貢献・国際協調」のために自衛隊の海外派兵を合憲にするという主張である。

また、憲法改正のための宣伝、広告など情報発信は、改憲、護憲の立場にかかわらず、憲法が保障する表現の自由のもと、自由でなければならない。ましてや「マスコミは改憲案に対して批判ができない」というようなことがあってはならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、表現や言論の自由を制約し国民の適正な判断を阻害する憲法改正国民投票法を制定しないことを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男